

公認大会開催要項

1. はじめに

- ・ この要項は、一般社団法人日本モルック協会（以下、「JMA」という）の公認大会（以下、「大会」という）を開催したいと考えている地域登録団体（以下「主催者」という。）に向けたものです。
- ・ 公認大会の開催条件は以下をよくお読みください。

2. 実施申請

- ・ 主催者は、大会を開催する場合は、原則として大会の開催日の3か月前までに、JMAに対して別途定める申込書（「公認大会開催申請書」）を提出しなければなりません。申込書には会場の写真（特にフィールドの状況が分かるもの）及び会場レイアウトを添付する必要があります。
- ・ 主催者は、申込書に加え、以下の書類を原則として大会の開催日の6週間前までに提出する必要があります。
 - ① 収支予定表
 - ② レギュレーション
 - ③ スポンサー一覧（スポンサーがつく場合に限る）
 - ④ 出店者一覧（大会会場で飲食ブースや物販の出店を行う場合に限る）
- ・ 同一の時期に同一の地域での開催希望が重複した場合は、JMAが主体となって調整するものとします。公式大会、公認大会が重複した場合は、前者ほど優先されます。
- ・ 主催者は、大会の開催が決定した時や追加の情報がある時などは、速やかにJMAホームページを通じて情報を公開しなければなりません。JMAホームページのほか、主催者が運営するホームページやSNSなどを通じて公開することも可能です。
- ・ 主催者は、大会の開催にあたって「JMA後援」の名義を使用することができます。
- ・ 申込書や必要な書類の提出が期限までにされない場合や、虚偽の記載があった場合等は、公認大会の取り消しを行うことがあります。

3. 大会名

- ・ 大会名は、大会の趣旨が理解でき、参加者に対して誤認を与えることがないような、分かりやすい大会名でなければなりません。
- ・ 大会が開催される地域の名称を入れることが推奨されます。ただし、都道府県以上の広域エリア名や既存の公式大会名、公認大会名を付けることはできません（NG例：東京大会、関東大会、東日本大会、全国大会、世界大会など）。

4. 開催時期

- ・ 大会は土曜日、日曜日又は祝日に開催しなければなりません。
- ・ 世界大会開催期間の前後10日間は開催することができません。
- ・ 暑さや寒さの厳しい時期は、できるだけ屋外での開催を避けることが望ましいです。これらの時期に屋外で開催する場合は、参加者の安全や健康を十分に考慮して開催する必要があります。天候不良が

予想される場合の延期・中止の基準は事前に参加者に周知し、中止の場合の参加費返金の有無についても明記しなければなりません。

5. 開催場所

- ・ 大会の開催場所は主催者が決定してください。開催場所は以下の条件を満たす必要があります。
 - ① 地域登録団体として登録をしている都道府県であること。
 - ② 開催場所（公園や施設など）の使用許可が取れること。
 - ③ 大会を開催するにあたり、十分な広さがあること。
 - ④ 原則として、公共の交通機関だけでアクセスできる開催場所であること。ただし、バスなどをチャーターして希望する参加者が全員その手段を使用できる場合は、公共の交通機関だけでアクセスできない会場で開催することも可能とします。
 - ⑤ 最寄りの宿泊施設のあるエリアから、大会当日の朝に大会の開始時間までにアクセスできる開催場所であること。

6. エントリー

- ・ チーム戦にするか個人戦にするか、チーム戦の場合の1チーム当たりの選手数は、主催者が決定することができます。
- ・ できる限り多くのチーム（個人戦の場合は個人）を受け入れるように努力しなければなりません。
- ・ 参加チーム（個人戦の場合は個人）に上限を設ける場合には、事前に先着順か抽選かを明示した上で、参加を希望するチーム（個人戦の場合は個人）ができる限り平等に参加の申し込みをできるように努力しなければなりません。
- ・ 特定のチーム（個人戦の場合は個人）を優先的にエントリー（例：スポンサーのチームを他の一般のチームのエントリーペリオドの前に設ける、など）させる場合は、総エントリーチーム（個人戦の場合は個人）の10%程度までにとどめなければなりません。
- ・ エントリー費用の下限、上限は設けません。ただし、大会の開催に必要な金額をもとに、エントリー費用が参加のネックとならないよう、誰もが参加しやすいようなエントリー費用を設定するように努力しなければなりません。
- ・ 原則として、開催する団体の登録がされている都道府県内に在住・在勤・在学しているチーム・個人のみが大会にエントリーできることとします。
- ・ 登録している都道府県外からもエントリー募集を希望する場合、「地域登録団体規程」第8条第3項に定める要件を満たす必要があります。ただし、県外者が過半数を超えることが見込まれる場合は、必ずJMAとの共催大会としてください。JMAに共催申請を行い、許可を得た後に開催可能となります。共催申請の方法、審査基準、所要時間については、事前にJMA団体事業部まで問い合わせください。

7. フィールド

- ・ 砂や土が望ましいですが、それ以外のフィールド（天然芝、人工芝、室内のフィールドなど）での開催も可能です。
- ・ 室外のフィールドの場合、1コートあたりの大きさは幅4m×長さ10m（投擲位置から）以上である必要があります。室内のフィールドの場合は、それよりも小さくてもよいものとします。

- ・ 試合の進行や参加者の安全を考慮し、各コートは独立し、隣接するコートと適切な間隔が空いていることが望ましいです。開催場所の広さなどの制限により各コートを独立させることが難しい場合は、コートの区切りを明確にし、試合中の事故が起きないよう、参加者に注意を促さなければなりません。

8. 試合方式

- ・ 試合方式（トーナメント、リーグ戦など）は主催者が決定することができます。全てのチーム（個人戦の場合は個人）が複数回の試合を行うことができるよう、考慮しなければなりません。
- ・ 試合方式は事前に公表しなければなりません。原則として、予選や1回戦の組合せは公平に行わなければなりません。事前に主催者が抽選を行う場合は、公平に行われたことが分かるようにその過程を公開することが望ましいです。
- ・ 原則として IMO（国際モルック連盟）のルールに従つたものでなくてはなりません。
- ・ 大会のスケジュールの都合上、試合時間や投擲回数に制限を設けることは可能です。

9. 大会収益

- ・ 大会の収益は、エントリー費用、スポンサー収入をベースとし、利益（純利益：総収入から総支出を指し引いた額）は大会収入の総額に対して30%を超えないようにしなければなりません。
- ・ エントリー費用を参加者から徴収する場合、1チーム当たり300円（個人戦の場合は1人当たり100円）をJMAに対して支払う必要があります。この費用は、JMAの運営のために充てられます。

10. 保険

- ・ 主催者は、大会中に生じた偶然な事故による参加者や第三者のケガに備えて、保険に加入しなければなりません。大会中に事故が発生した場合は、速やかにJMAに報告するとともに、保険会社への連絡と適切な対応を行わなければなりません。

11. (削除)

12. 大会の報告

- ・ 主催者は、大会の開催後3週間以内に、収支報告書をJMAに提出しなければなりません。
- ・ 公認大会において、上記の書類の提出がなかった場合や、事前に提出済みの書類と相違があった場合などで正当な理由がない場合は、次年度の公認大会の申請を受理しないことがあります。大会を中止した場合でも、その旨を速やかにJMAに報告し、収支報告書を提出しなければなりません。

13. その他

- ・ 大会の共催あたっては、JMA、もしくは同じ都道府県で活動する地域登録団体との共催に限るものとします。
- ・ 大会の運営は、原則として主催者で行わなければなりません。ただし、初めて大会を開催する、運営を補助できるスタッフが足りないなどの理由がある場合は、JMAに大会のサポートを申請することができます。JMAは要員の派遣、手伝いを有償（費用は講師派遣料に準じ、4時間まで13,200円（税込み）/人、8時間まで26,400円（税込み）/人、交通は別途ご相談）でサポートします。なお、状況に

よりサポートできない場合がありますので、ご了承願います。

- ・大会の開催にあたって、開催場所の市町村の条例などを遵守しなければなりません。また JMA や Tactic 社を含め、第三者の権利を侵害してはなりません。
- ・賞品や賞金の提供に関しては、景品表示法・賭博法等の法令に違反しないようにしなければなりません。スポンサーと出店者の選定にあたっては、公序良俗に反しないこと、反社会的勢力と関係がないことを確認しなければなりません。
- ・主催者は、大会中の写真撮影や動画撮影、またそれらのインターネット上への公開などに関わる注意事項について、参加者に周知しなければなりません。
- ・この要項で解決できない場合は、JMA と協議することによって解決するものとします。
- ・記載されている内容は途中で追加・変更・削除する場合があります。

以上

初版：2021 年 6 月 1 日

第 2 版：2022 年 2 月 1 日

<主な改訂箇所>

- ・「2. 手続き」の「a. 予定申請（ポイント付与対象大会のみ）」における、手続きの期間を変更
- ・「2. 手続き」の「a. 予定申請（ポイント付与対象大会のみ）」における、地方の区分を変更

第 3 版：2023 年 2 月 13 日

<主な改訂箇所>

・「2. 手続き」の「a. 予定申請（ポイント付与対象大会のみ）」における、同一地方での開催回数の上限（4 回）を新設

・「2. 手続き」の「a. 予定申請（ポイント付与対象大会のみ）」における、一つの公認団体が開催できる回数の上限を変更

- ・「2. 手続き」の「a. 予定申請（ポイント付与対象大会のみ）」における、注意事項を追加

- ・「2. 手続き」の「b. 実施申請（全て）」における、提出書類を追加

- ・「2. 手続き」の「b. 実施申請（全て）」における、注意事項を追加

- ・「4. 開催時期」における、注意事項を追加

- ・「5. 開催場所」における、開催できる都道府県の注意事項を追加

- ・「6. エントリー」における、優先エントリーに関する注意事項を追加

- ・「8. 試合方式」における、注意事項を追加

・「9. 大会収益」における、JMA に対して支払う費用の変更（ポイント付与対象大会とポイント付与対象外大会の区分け）

- ・「12. 大会の報告」における、提出書類の期限の明確化

- ・「12. 大会の報告」における、注意事項を追加

- ・【参考】公式大会及び公認大会において付与されるポイント」の変更

第 4 版：2024 年 1 月 31 日

<主な改訂箇所>

- ・「1. はじめに」における、ポイント付与対象大会、ポイント制度に関する記載を削除
- ・「2. 手続き」を「2. 実施申請」に変更、ポイント付与に関する記載を削除
- ・「6. エントリー」「8. 試合方式」「9. 大会収益」「12. 大会の報告」における、ポイント付与対象大会に関する記載を削除
- ・「11. 新型コロナ感染症対策」を削除
- ・「【参考】公式大会及び公認大会において付与されるポイント」の削除

第5版：2025年11月1日

<主な改訂箇所>

- ・「1. はじめに」における、公認団体の記載を「地域登録団体」に変更
- ・「5. 開催場所」における、①の記載を変更
- ・「6. エントリー」における、優先エントリーに関する記載を変更
- ・「6. エントリー」における、在住/在勤/在学する選手に関する記載及び登録都道府県外からのエントリーに関する記載を追加
- ・「13. その他」における、他団体との共催に関する記載を追加
- ・「13. その他」における、法令に関する記載を追加

第5版：2025年12月14日

<主な改訂箇所>

- 「13. その他」における、JMAスタッフによる有償サポートの詳細を追加